

# 岐阜県公報

平成二十年六月二十七日

(金曜日)

四  
示

四  
示

有吉興行の指定  
生活保護法に基づく介護扶助を担当せしる機関の指定  
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出  
生活保護法に基づく指定介護機関の名称等変更の届出  
保安林に指定されたための届出の廃止  
道路の供用開始  
道路の区域変更

公 示  
(同 ) 四六三  
(同 ) 四六三  
(治 山 譲) 四六一  
(道路維持課) 四六一  
(同 ) 四六三

(法務・情報公開課) 四六三

(同 ) 四六五  
(環境生活政策課) 四六五

(保健医療課) 四六六  
(同 ) 四六六

平成十九年度個人情報の開示等の実施状況  
平成十九年度公文書公開の実施状況  
特定非営利活動法人の設立認証申請  
指定血立支援医療機関の指定  
指定血立支援医療機関の指定辞退  
県前土地改良事業計画の変更に関する申請と審査と係り  
概要等  
県前土地改良事業の換地処分  
土地改良事業の「事の完了」  
土地改良区の定期の変更認可  
土地改良区役員の選任

(農地計画課) 四六六  
(同 ) 四六六  
(同 ) 四六七  
(西濃農林事務所) 四六七  
(可茂農林事務所) 四六七

岐阜県公示第四回(四)十一  
岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定による次のものを有吉興行として指定した。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 等

四  
示  
四  
示

種類	題名等	配給会社名等
映画	変態シンドローム わいせつ白昼夢	オービー映画

1 指定興行  
(法務・情報公開課) 四六三  
(同 ) 四六五  
(環境生活政策課) 四六五  
(保健医療課) 四六六  
(同 ) 四六六

2 指定年月日  
平成20年6月27日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県公示第四回(四)十一  
生活保護法(昭和三十五年法律第四十四号)第五十四条の「第一項の規定による介護扶助を担当せしる機関について次の届出介護事業者等を指定したので、同法第十五條の「第一項の規定による」

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 等

## 居宅介護事業者等の名称

指定居宅介護事業所等の名

指定居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

日本調剤株式会社

日本調剤三輪薬局

揖斐郡揖斐川町三輪字

平成20・四・一

日本調剤株式会社

日本調剤三輪薬局

中新田二四三八二

同

医療法人社団崇仁会

船戸クリニック訪問リハビリテーション

養老郡養老町船附字中

同

医療法人社団崇仁会

船戸クリニック訪問リハビリテーション

養老郡養老町船附字中

同

医療法人社団崇仁会

船戸クリニック訪問リハビリテーション

養老郡養老町船附字中

同

医療法人社団崇仁会

船戸クリニック訪問リハビリテーション

養老郡養老町船附字中

同

岐阜県告示第四百一十一号

訪問リハビリテーション

同

居宅介護事業者等の名称

指定居宅介護事業所等の名

指定居宅介護事業所等の所在地

変 更 年 月 日

居宅介護事業者等の名称

指定居宅介護事業所等の名

指定居宅介護事業所等の所在地

変 更 年 月 日

出があつたので、同法第五十五条の一第一項の規定により告示する。  
平成二十年六月二十七日  
岐阜県知事 古 田 肇

筆

岐阜県告示第四百一十一号

訪問リハビリテーション

同

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の一第四項において準用する同法第五十条の一の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更

した旨出があつたので、同法第五十五条の一第一項の規定により告示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田

筆

社会福祉法人本巣市社会福  
祉協議会

本巣市下真桑一 一九九  
居宅介護  
支援事業

新  
本巣市居宅介護支援セ  
ンター

平成二十年六月二十七日  
岐阜県知事 古 田 肇

本巣市上保一一六一  
平成一〇・四・一

平成二十年六月二十七日  
岐阜県知事 古 田 肇

本巣市糸貫居宅介護支  
援センター

岐阜県告示第四百一十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十年六月二十七日  
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第四百一十六号

一 保安林予定森林の所在場所  
下呂市金山町戸部字寺本一一八四、一二八八、一二八九、一二九〇の一、一一九三  
から一一九五まで、一一九六の一、一一九六の二、一一九七から一一〇〇まで

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木が所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に  
備え置いて縦覧に供する。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に  
備え置いて縦覧に供する。

高山市高根町中洞字カラ谷九三一の一  
二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備  
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木が所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に  
備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百一十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜県知事 古 田 肇

飛驒市河合町羽根字若屋七一三から七一七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、抾伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百一十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月一十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第四百一十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年六月一十七日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月一十七日

岐阜県知事 古 田 肇

4 闇伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

県道 線 岐阜環状 先まで 同 市 同	路 線 名 区 間 延 長 (メートル)	供用開始 の期日 の 日 時 間 延 長 (メートル)	備 考 の 日 時 間 延 長 (メートル)
岐阜市水海道二丁目一番二 地先から 六番一地	四一〇	平成六月二日	ほ示変定期又はの考 めか(年月日)
	二〇・六	平成六月三日	ほ示変定期又はの考 めか(年月日)
	一九・〇	平成六月三日	ほ示変定期又はの考 めか(年月日)

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字洞九〇（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採ができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

岐阜県告示第四百一十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年六月一十七日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次の道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年六月二十七日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道種路	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考
七富 宗加線	美濃加茂市三和町川浦字造北 一八一九番一地先地内	三〇・〇	平成二〇・六・二七	平成二〇・六・三	平成二〇・六・三	ほ示変決(区 が年更定期 月の又域 日告はの考 ほ示変決(区 が年更定期 月の又域 日告はの考)

岐阜県告示第四百三十一号  
道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十年六月二十七日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

国道一般	路線名	区間	別前変後区域	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
百五十六号	高山市莊川町牛丸字中垣 内一三二番地先から 同市同町同字同 三三六番九地先まで同	後 前	三・〇 三・〇	六・〇 三・五	五・八〇 五・八〇	

平成十九年度個人情報の開示等の実施状況  
岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）第二十九条の規定により平成十九年度における個人情報の開示等の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

(単位：件)

1 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況

	個人情報総合窓口	現地機関	計		
開示請求	50	66	116		
訂正請求	0	0	0		
利用停止請求	0	0	0		
2 開示請求の内訳					
(単位:件)					
実施機関	件数	実施機関	件数		
知事直轄	2	議会	0		
総務部	1	教育委員会	3		
知 総合企画部	0	選挙管理委員会	0		
環境生活部	0	人事委員会	0		
健康福祉部	80	監査委員	0		
産業労働部	0	公安委員会	0		
農政部	14	警察本部長	6		
林政部	2	労働委員会	0		
国土整備部	2	公用事業会	0		
都市建築部	1	内水面漁場管理委員会	0		
出納事務局	0	農政部	180		
振興局	5	林政部	94		
小計	107	国土整備部	91		
合計		計	116		
3 決定等状況					
開示請求					
(単位:件)					
区分	開示	部分開示	非開示(不存在)	取下げ	計
件数	83	16	15(15)	2	116
4 不服申立ての状況				(単位:件)	
不服申立て件数	処理件数	取下げ	審理中		
前年度からの繰越 新規発生	本年度全部認容 一部認容棄却却下				
0	0	0	0	0	0
5 個人情報取扱事務の登録状況				(単位:件)	
実施機関	件数	実施機関	件数		
知事直轄	62	議会	10		
総務部	55	教育委員会	183		
知 総合企画部	70	選挙管理委員会	29		
環境生活部	281	人事委員会	12		
健康福祉部	482	監査委員	5		
産業労働部	168	公安委員会	4		
農政部	132	警察本部長	132		
林政部	6	労働委員会	6		
国土整備部	91	公用事業会	1		
都市建築部	127	内水面漁場管理委員会	3		
きふ清流国体推進局	0				
出納事務局	13	計	385		

	小計	1,623	合計	2,008	
(注) 1 1~3における件数は、平成19年度に実施機関が開示等の決定を行った件数 (取下げがあったものを含む。)である。					
2 5における件数は、平成20年4月1日現在の件数である。					
<b>平成十六年度公文書公開の実施状況</b> 岐阜県情報公開条例第10条(2) 第117条の規定による 成十六年度より本公文書公開の実施状況を次のとおり公表する。 平成二十一年六月二十七日					
岐阜県知事 田 雄					
(単位:件)					
1 請求者別の状況					
区 分	件 数				
個 人	550				
事業を営む個人及び法人その他団体	346				
合 計	896				
2 実施機関別の状況					
(単位:件)					
実 施 機 関	件 数	実 施 機 関	件 数		
知 事 直 輄	13	議 会	9		
総 務 部	46	教 育 委 員 会	70		
総 合 企 画 部	32	選 挙 管 理 委 員 会	43		
環 境 生 活 部	51	人 事 委 員 会	2		
健 康 福 祉 部	153	行 政 監 査 委 員	1		
(単位:件)					
3 決定等状況					
区 分	公 開	部分公開	非公開(うち不存在)	取 下 ゲ	計
件 数	531	273	57 (45)	35	896
4 不服申立ての状況					
不 服 申 立 件 数	処 理 件 数				
前 年 度 か ら の 繰 越	本 年 度 新規発生	全 部 認 容	一部 認 容	棄 却	却 下 取 下 ゲ
0	10	0	0	1	0 3 6
(注) 1 1~3における件数は、平成19年度に実施機関が公開・非公開の決定を行つた件数(取下げがあったものを含む。)である。 2 4における処理件数(取下げを除く。)は、岐阜県情報公開審査会において答申を行つた件数である。					
岐阜県知事の認定申請件数 (平成十九年度七件) 第十一条第一項の規定による認定申請件数					
農 政 部	41	委 公 安 委 員 会	0		
林 政 部	17	警 察 本 部 長	52		
県 土 整 備 部	65	労 動 委 員 会	0		
都 市 建 築 部	160	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0		
出 納 事 務 局	53	小 計	180		
振 興 局	84				
小 計	716	合 計	896		

活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十年六月十日  
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いこい  
 三 代表者 の 氏名 伊藤 豊  
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市瀬戸字中平五三六番地の二  
 五 定款に記載された目的 この法人は、地元中津川市とその近隣在住の高齢者に対してグループホーム等に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五十四条第一項に規定する指定

自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地
香川医院	各務原市小佐野町六八
・脳神経外科	自立支援医療を担当する診療科名
精神通院	医療の種類
平成一〇・六・一	年指定期日定

精神通院医療に係るもの  
(病院又は診療所)

精神通院医療に係るもの  
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援の種類	年月日退
トーカイ薬局揖斐南店	揖斐郡揖斐川町三輪中新田一四二八	精神通院	平成一〇・三・三
イシイ薬局垂井店	不破郡垂井町東神田三一六二	精神通院	平成一〇・三・六
ゆーあい薬局	中津川市茄子川広久手一〇六一四	精神通院	平成一〇・三・三

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を羽島市長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県営土地改良事業の換地処分

施 行 に 係 る 地 区 名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
桑 原 地 区	羽 島 市 役 所	同平成一〇・七六・一七から七八まで

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の一第九項の規定により、

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があるので、同法第六十九条の規定により公示する。

指定自立支援医療機関の指定辞退

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の一第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

筆

## 土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

## 退任した役員

改良区名	地	年	月	日	任	役名	氏	名	住
木曾川右岸用排水土	改	平	十	六	三	理	岸	達	雄
連合	良	成	六	一	八	事	野	美濃加茂市加茂野町加茂野一八番地	

## 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

筆

## 退任した役員

改良区名	地	年	月	日	任	役名	氏	名	住
木曾川右岸用排水土	改	平	十	六	三	理	事	野	美濃加茂市下米田町則光四二番地
連合	良	成	六	一	八	事	野	美濃加茂市下米田町則光四二番地	

## 土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

所

## 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により

平成二十年六月二十七日印刷  
平成二十年六月二十七日発行

発 行 行 所 者

岐 阜 県 庁 県  
岐 阜 市 藤 田 南 二 丁 目 一 番 一 号

印 刷 者  
印刷所  
定価  
一か年  
四八、〇〇〇円(送料共)(消費税一二八六円を含む)  
岐 阜 市 三 輪 ふ り ん と び あ 十 三  
岐 阜 市 三 輪 ふ り ん と び あ 十 三  
一一  
岐 飯 阜 尾 文 芸 社 寛